

## 第二万寿園 ショートステイ利用料金表サンプル(1日あたり)

※この金額は、【短期入所生活介護費と短期入所生活加算単位の1割負担分・食費(3食分)・滞在費】を合算したものです。

※負担減額制度:介護保険者(市区町村)に申請を行い、介護保険負担限度額認定証が交付された方が対象となります(所得等の要件があります)。軽減を受ける為には、介護保険負担限度額認定証を事業者へ提示して頂く必要があります。負担段階に応じ、食費・滞在費の負担限度額(日額)が設けられています。

要介護度1	多床室	ユニット型個室
負担段階:第1段階(生活保護)	300円	1,120円
負担段階:第2段階	1,975円	2,552円
負担段階:第3段階①	2,375円	3,442円
負担段階:第3段階②	2,675円	3,742円
負担段階:第4段階 1割負担	3,305円	4,957円
負担段階:第4段階 2割負担	4,310円	6,089円
負担段階:第4段階 3割負担	5,315円	7,221円

要介護度2	多床室	ユニット型個室
負担段階:第1段階(生活保護)	300円	1,120円
負担段階:第2段階	2,059円	2,633円
負担段階:第3段階①	2,459円	3,523円
負担段階:第3段階②	2,759円	3,823円
負担段階:第4段階 1割負担	3,389円	5,038円
負担段階:第4段階 2割負担	4,477円	6,251円
負担段階:第4段階 3割負担	5,566円	7,464円

要介護度3	多床室	ユニット型個室
負担段階:第1段階(生活保護)	300円	1,120円
負担段階:第2段階	2,145円	2,722円
負担段階:第3段階①	2,545円	3,612円
負担段階:第3段階②	2,845円	3,912円
負担段階:第4段階 1割負担	3,475円	5,127円
負担段階:第4段階 2割負担	4,650円	6,429円
負担段階:第4段階 3割負担	5,825円	7,731円

要介護度4	多床室	ユニット型個室
負担段階:第1段階(生活保護)	300円	1,120円
負担段階:第2段階	2,228円	2,807円
負担段階:第3段階①	2,628円	3,697円
負担段階:第3段階②	2,928円	3,997円
負担段階:第4段階 1割負担	3,558円	5,212円
負担段階:第4段階 2割負担	4,815円	6,598円
負担段階:第4段階 3割負担	6,072円	7,984円

要介護度5	多床室	ユニット型個室
負担段階:第1段階(生活保護)	300円	1,120円
負担段階:第2段階	2,310円	2,888円
負担段階:第3段階①	2,710円	3,778円
負担段階:第3段階②	3,010円	4,078円
負担段階:第4段階 1割負担	3,640円	5,293円
負担段階:第4段階 2割負担	4,980円	6,760円
負担段階:第4段階 3割負担	6,319円	8,228円

●その他の日常生活費

	お泊りセット(日用品)	テレビ等使用料(電気代)
1日	51円	20円

※各種加算を含んでいます。

※その他、理美容サービス等を受けた場合、料金がかかります。

※生活保護の方は基本的に食費のみの料金となります。(ユニット型個室の場合は併せて居室費1日820円がかかります。また一定の収入がある場合等、自己負担が発生する場合がございます。)

## 第二万寿園 介護予防ショートステイ利用料金表サンプル（1日あたり）

※この金額は、【 短期入所生活介護費 と 短期入所生活加算単位の1割負担分 ・ 食費(3食分) ・ 滞在費 】を合算したものです。

※負担減額制度:介護保険者(市区町村)に申請を行い、介護保険負担限度額認定証が交付された方が対象となります(所得等の要件があります)。軽減を受ける為には、介護保険負担限度額認定証を事業者へ提示して頂く必要があります。負担段階に応じ、食費・滞在費の負担限度額(日額)が設けられています。

要支援1	多床室	ユニット型個室
負担段階:第1段階(生活保護)	300円	1,120円
負担段階:第2段階	1,764円	2,307円
負担段階:第3段階①	2,164円	3,197円
負担段階:第3段階②	2,464円	3,497円
負担段階:第4段階 1割負担	3,094円	4,712円
負担段階:第4段階 2割負担	3,888円	5,599円
負担段階:第4段階 3割負担	4,682円	6,486円

要支援2	多床室	ユニット型個室
負担段階:第1段階(生活保護)	300円	1,120円
負担段階:第2段階	1,895円	2,459円
負担段階:第3段階①	2,295円	3,349円
負担段階:第3段階②	2,595円	3,649円
負担段階:第4段階 1割負担	3,225円	4,864円
負担段階:第4段階 2割負担	4,150円	5,902円
負担段階:第4段階 3割負担	5,075円	6,941円

### ●その他の日常生活費

	お泊りセット(日用品)	テレビ等使用料(電気代)
1日	51円	20円

※各種加算を含んでいます。

※その他、理美容サービス等を受けた場合、別途料金がかかります。

※生活保護の方は基本的に食費のみの料金となります。(ユニット型個室の場合は併せて居室費1日820円がかかります。また一定の収入がある場合等、自己負担が発生する場合がございます。)

# 第二万寿園短期入所生活介護【契約書別紙】

(2021年8月1日 改訂)

## 1 事業主体

名称 社会福祉法人 東京蒼生会  
代表者 理事長 松田 雄二  
本部所在地 東村山市富士見町2-1-3  
電話 042-391-9246

## 2 当施設が提供するサービスについての相談窓口担当者

解決責任者 施設長 齊藤 修  
担当 支援課長 袖山 智保（介護支援専門員）  
生活相談員 松崎 拓也（介護支援専門員）  
生活相談員 小俣 侑子（社会福祉士）  
生活相談員 高橋 香（介護支援専門員）

## 3 当施設の職員体制

2019年4月1日現在

職種	業務内容	配置数	
		常勤	非常勤
施設長（管理者）	施設の統括管理	1	
医師（嘱託）	診察・健康管理		2
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1	
生活相談員	生活相談・連絡調整	2	1
介護職員	生活介護	14	13
看護職員	看護・保健衛生管理	2	4
機能訓練指導員	機能訓練	1	
管理栄養士	献立作成・栄養指導	1	

## 4 利用料金

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

### (1)短期入所生活介護利用料

当施設の摘要される地域区分は特甲地となるため、ご利用所定単位数の合計に、10.83を乗算した額となります。お支払いいただく自己負担金は、ご利用者の負担割合に応じた額となります。（※円換算する場合、小数点以下は切り捨てます。）

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月30日まで  
の間、基本報酬に0.1%上乘せします。

#### ①多床室（併設型短期入所生活介護Ⅱ）

##### 併設短期入所生活介護(Ⅱ)

	併設型短期入所生活介護(Ⅱ) (1日あたり)
要介護1	596単位
要介護2	665単位
要介護3	737単位
要介護4	806単位
要介護5	874単位

##### 併設型介護予防短期入所生活介護(Ⅱ)

	併設型介護予防短期入所生活介護(Ⅱ) (1日あたり)
要支援1	446単位
要支援2	555単位

#### ②ユニット型個室（併設型ユニット型短期入所生活介護Ⅰ）

※ユニット型個室は、空床がある場合に限り、ご希望に応じて、利用いただくことができます。

##### 併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)

	併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ) (1日あたり)
要介護1	696単位
要介護2	764単位
要介護3	838単位
要介護4	908単位
要介護5	976単位

##### 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護(Ⅰ)

	併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護(Ⅰ)(1日あたり)
要支援1	523単位
要支援2	649単位

### (2)短期入所生活介護加算単位

※以下の加算については、基準に該当したものにつき、都度加算計上していくものとします。

内容	単位	算定要件
送迎加算	184単位/回	利用者の居宅と事業所間の送迎を行う場合
療養食加算	8単位/回	管理栄養士または栄養士による食事提供の管理が行われており、医師の食事箋に基づいて厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合※1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位で算定
機能訓練体制加算	12単位/日	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合(1日につき)
個別機能訓練加算	56単位/日	専従の理学療法士等を1名以上配置、機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、心身状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。機能訓練指導員等が居宅を訪問して個別機能訓練を作成し、その後3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問して機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、見直しを行っている場合。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けられることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること※3月に1回を限度

内容	単位	算定要件
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	外部のリハビリテーション専門職等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合に算定※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	基準を上回る看護職員を配置しており、看護職員との24時間の連絡体制を確保している場合
看護体制加算(Ⅲ)イ	12単位/日	看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たしており、前年度又は算定月の前3ヶ月間の利用者総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上である場合
看護体制加算(Ⅳ)イ	23単位/日	看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たしており、前年度又は算定月の前3ヶ月間の利用者総数のうち、要介護3以上の割合が70%以上である場合
医療連携強化加算	58単位/日	厚生労働大臣が定める状態にあるものに対し、看護体制加算(Ⅱ)を算定しており、利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員等の定期的な巡視をおこない、主治医と連絡が取れない等の場合に備え、予め協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行い、急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている場合
夜勤職員配置加算(Ⅰ)多床室	13単位/日	多床室において基準を上回る夜勤職員を配置している場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ユニット型	18単位/日	ユニット型個室において基準を上回る夜勤職員を配置している場合
夜勤職員配置加算(Ⅲ)多床室	15単位/日	多床室において、夜勤職員配置加算(Ⅰ)の要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ユニット型	20単位/日	ユニット型個室において、夜勤職員配置加算(Ⅱ)の要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると医師が判断した利用者を受け入れた場合(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	若年性認知症利用者を受け入れ、個別の担当者を定め当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合(1日につき)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位	認知症ケアに関する専門研修を修了した職員を基準以上配置し、認知症ケア推進のための体制を整えている場合(利用者総数のうち認知症利用者が2分の1以上である場合に限る※認知症専門ケア加算Ⅱとの重複算定不可)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、さらに専門的な認知症に関する研修を修了した職員を基準以上配置し、認知症ケア推進のための体制を整えている場合
緊急短期入所受入加算	90単位/日	利用者の状態や家族等の事情により、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合、入所日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として加算
長期利用者に対する減算	▲30単位/日	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者に短期入所生活介護を提供した場合(1日につき)
在宅中重度者受入加算 イ	421単位/日	居宅で当該利用者の訪問看護を行う事業所に、サービス利用中、健康上の管理を行わせた場合(看護体制加算Ⅰを算定している場合)(1日につき)
在宅中重度者受入加算 ロ	417単位/日	イの状況に加えて、看護体制加算Ⅱを算定している場合(1日につき)

内容	単位	算定要件
在宅中重度者受入加算 ハ	413単位/日	イの状況に加えて、看護体制加算ⅠおよびⅡをいずれも算定している場合(1日につき)
在宅中重度者受入加算 ニ	425単位/日	イの状況に加えて、看護体制加算を算定していない場合(1日につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上である場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上、もしくは、サービスを直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の割合が30%以上である場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1000分の83に相当する単位数	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1000分の60に相当する単位数	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の1000分の33に相当する単位数	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1000分の27に相当する単位数	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の1000分の23に相当する単位数	

③ 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)、夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)、緊急短期入所受入加算、在宅中重度者受入加算については、介護予防短期入所生活介護事業は対象となりません。

### (3)食費 (食材費及び調理に係る費用相当)

※負担軽減制度があります。利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただき基準費用額(1,445円)との差額は、介護保険より補足給付されます。

段階	食費	負担限度額(日額)
第1段階	朝食 293円	300円
	昼食 576円	
	夕食 576円	
第2段階	朝食 293円	600円
	昼食 576円	
	夕食 576円	
第3段階①	朝食 293円	1,000円
	昼食 576円	
	夕食 576円	
第3段階②	朝食 293円	1,300円
	昼食 576円	
	夕食 576円	
第4段階	朝食 293円	/
	昼食 576円	
	夕食 576円	

### (4)滞在費

①多床室(光熱水費相当+室料相当)

※負担軽減制度があります。利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただき基準費用額(855円)との差額は、介護保険より補足給付されます。

段階	滞在費(日額)	負担限度額(日額)
第1段階	855円	0円
第2段階	855円	370円
第3段階	855円	370円
第4段階	855円	/

②ユニット型個室(空床がある場合に限り、ご希望に応じて、利用いただくことができます)

※負担軽減制度があります。利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただき

基準費用額(2,006円)との差額は、介護保険より補足給付されます。

段階	滞在費(月額)	負担限度額(月額)
第1段階	2,006円	820円
第2段階	2,006円	820円
第3段階	2,006円	1,310円
第4段階	2,380円	

(5)理美容サービス

カット・ブロー	1,980円
---------	--------

※ディスポ・カットクロス&タオル(税込440円)が別途かかります。

※カラー、パーマなどは別途料金がかかります。

※毎月第1月曜日および第3土曜日に実施

※理美容費、実施日については業者の都合により変更となる場合があります。

(6)その他の日常生活費

ア.日用品提供

お泊りセット	ティッシュ、ウェットティッシュ、タオル、 歯ブラシ、歯磨き粉等のケア用品	1日	51円
セット利用なし	お泊りセットのご利用をされない場合は、ご利用者様にてご準備・ご 持参下さい。	1日	0円

※日用品セットの内容については、施設で指定した商品のご提供となります。

特定の商品・メーカー等をご希望の場合には、個人でご準備・補充をして

頂く必要がございます。

イ.クラブ活動費

参加毎	実費相当
-----	------

(7)その他の費用

ア.テレビ等電化製品使用料

1日	20円
----	-----

イ.希望行事参加費

希望を募り実施する行事等へ参加する 場合	実費
-------------------------	----

ウ.医療費

医療機関を受診した場合の受診代、薬 代など	実費
--------------------------	----

オ.買い物の費用

個別に希望する品物を購入する費用	実費
------------------	----

カ.個別の外出費用

個別に希望する外出にかかる経費	実費
-----------------	----

キャンセル規定

入所前にご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合無料

② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合1日の利用料の50%

※ご利用者の体調不良等、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

※対象となるキャンセル料は、本来ご利用された場合に生じていた個人負担分の金額となります。